

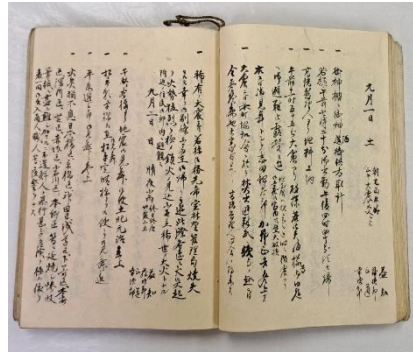


〔国指定重要文化財〕

絵巻 竹取物語

江戸時代

当館蔵（一橋徳川家記念室）



日記 大正12年(1923)

一橋徳川家文書 B16-64



松平頼則肖像写真
(昭和戦前、個人蔵)

目次

① 展示紹介

企画展 2 「おかしのはなし-登場するモノ、伝えるモノ-」

文書館機能紹介 「関東大震災から100年-一橋徳川家文書からみる関東大震災-」

企画展 3 「音楽家・松平頼則とその時代-時代を切りひらいた巨匠の軌跡-」

② 特集

国指定重要文化財「一橋徳川家関係資料」 保存修理事業報告

③ 収蔵資料紹介

行政資料課 「収蔵資料紹介 行政文書にみる戦後茨城県の母子福祉対策」

④ トピックス 令和5年度 上半期の歴史館

展示紹介

企画展2 **むかしのはなし** —登場するモノ、伝えるモノ—

令和5年8月12日（土）～10月9日（月・祝）

■展示概要

かつて囲炉裏端や布団の中で、おじいさんやおばあさんが語り手となって伝えてきた、昔話や伝説といった「むかしのはなし※」。口伝えの物語は、子どもたちが耳で聞いたときに理解しやすく、想像しやすいようにできています。おはなしの中に登場するモノは、それだけ身近な道具だったので、しかし、それらを今の生活で目にする機会は少なくなりました。また、声や音で伝えられるため、本来目に見える形をもたなかった「むかしのはなし」も、次第に、文字や絵を使って表現されるようになっていきます。

本展では、おはなしの中で登場人物たちが生きる昔の暮らし、そしておはなしを伝える方法の歴史という2つの側面から、「むかしのはなし」を、モノを通してみていきます。



※本展では、口承文芸（口伝えで伝承されてきた文芸のこと）のうち、民話（民間説話）の中の、昔話や伝説を含む言葉として「むかしのはなし」という言葉を用いています。

■各章概要/出陳資料紹介

第一章 登場するモノ

“むかしむかし、あるところに、おじいさんとおばあさんがいました。おじいさんは山へシバ刈りに、おばあさんは川へ洗濯に…” おそらく誰もが知っている、桃太郎の冒頭です。テンポがよく、耳になじんだ一節ですが、その場面を想像してみましょう。おじいさんが山へ刈りに行ったという「シバ」とは、どんなものでしょう。これは、山へ行くということから、「芝」ではなく「柴」であると思われます。この柴は、低木の細い枝や、草や落ち葉を総称したもので、かつての日常生活には欠かせない、火をおこす際の焚きつけになるものです。その他、田や畑に敷いて肥料とする、刈敷にも用いられました。

「むかしのはなし」の中には、このように、さらっと聞き流してしまう（聞き流せてしまう）言葉がたくさん登場します。例えば、浦島太郎が乙姫から手渡され、開けるとおじいさんになってしまうという、玉手箱。これは、本来どのような道具だったのでしょうか。玉手箱は、もともとは櫛笥くしげと呼ばれていました。名前の通り、女性の髪をとかす櫛を収納するための道具です。櫛笥は『日本書紀』や『万葉集』にも登場しますが、古くから呪力をもつとされる櫛を納めることから、他人が容易に開いてはいけないという社会通念を

もって扱われていたとされます。中世ごろからは、櫛以外にも化粧道具や身のまわりの小物を入れるようになって大型化し、「手箱」と呼ばれはじめます。これに、「装飾する。美しく飾る」という意味をもつ「玉」がついて、「玉手箱」となりました。

その他、
一寸法師の「一寸」とは…

カチカチ山の「カチカチ」とは…

など…こうした何気ない問いを設定し、それを解明するかたちで、昔のくらしの道具を展示しています。よく知っているはずのおはなしも、登場するモノに注目すると、新たな発見があるかもしれません。



櫛笥（玉手箱）
当館蔵



火打石・火打金（一式）
当館蔵



地機
当館蔵

第二章 伝えるモノ

「むかしのはなし」は当初、口伝え（口承）という目に見えない形で伝わっていきました。これは、今日まで続いている伝え方です。一方、これらを絵や文字を使って表現する方法が、時代とともに編み出されていきます。伝えるモノの歴史は、奈良時代の『古事記』や『日本書紀』、各地の風土記といった説話集にはじまり、奈良時代から平安時代には、そこに絵を加えた絵巻（物）という手法が登場します。

しかし絵巻を読むためには、開いては巻き取り、開いては巻き取るという動作を繰り返す行、時間と手間を要します。そこで、室町時代後期には、より扱いやすい冊子形式の奈良絵本（奈良の東大寺や興福寺の絵仏師たちによる奈良絵を挿絵としたことから）が生まれました。室町時代には、当時巷間に溢れていた300～500ものおはなしが、「御伽草子」と総称されるようになります。今日よく知られる昔話などの形は、およそこの時期に定まったようです。絵巻や奈良絵本はこれらの御伽草子を題材として、盛んにつくられました。ただし、これらは手描きで制作あるいは書き写されたもので、手間や費用がかかるため、主に公家や武家など裕福な層で読まれたものと考えられます。

江戸時代になると、版（スタンプのように、木板などに文字や絵を彫刻したもの）を用いた版本が登場します。同じ本を、一度に大量に作ることが可能になりました。江戸時代中～末期には「草双紙」と呼ばれる庶民向けの版本も流行しました。

日本が鎖国を解くと、国内向けの書物だけではなく、海外の土産物として人気を博したちりめん本が発売されます。宣教師やお雇い外国人といった人々によって、日本の昔話や

生活文化が、英語やフランス語、ドイツ語など外国語で紹介されました。明治 20 年代になると、国定教科書に浦島太郎や花さかじいさんといった昔話が採用され、多くの子どもたちに知られるようになりました。一方、従来各地で語り継がれてきた多くのバリエーションをもつ「むかしのはなし」たちは、この時期、権威ある教科書のストーリーに影響され、形をかえてしまったものもありました。

19 世紀から 20 世紀は、世界的に子ども向けの絵本文化が花開いた時期とされています。日本では、こうした西洋の絵本文化に影響を受けつつ、子ども向け雑誌である、絵雑誌が生まれました。「むかしのはなし」はここでも取り上げられていますが、版本では浮世絵師たちが挿絵を担当していたのに対し、絵雑誌には童画家、児童作家が携わりました。こうした人々の作品が、今日の絵本、紙芝居、アニメーションといった様々な媒体に繋がっていきます。



〔国指定重要文化財〕

絵巻 竹取物語

江戸時代

当館蔵（一橋徳川家記念室）



奈良絵本『ふんしやう』

江戸時代

当館蔵



復刻 絵本絵ばなし集

昭和 53 年（1978）

当館蔵



ちりめん本『Japanese Fairy

Tale Series KACHI KACHI

MOUNTAIN』

明治 21 年（1888）

当館蔵



五月人形（桃割り桃太郎）

大正時代

土浦市立博物館蔵

■企画展関連イベント

形を持たないということが、「むかしのはなし」の本来の姿です。そのため、道具や史資料といったモノだけで「むかしのはなし」を紹介しきるということは困難です。本展では、いわば生きた資料として、語り手と聞き手による双方向の交流がある語りの場で、実際の語りを聞いてもらうことを重視しました。このことから、本展では関連イベントを下記のとおり開催いたしました。

「むかしのはなし」口演会

〔語り、紙芝居、カーテンシアター、人形劇〕

日時：8月20日（日）14：00～

会場：茨城県立歴史館 講堂

出演：七絃の会、茨城町おはなしの会しらゆきひめ



「むかしのはなし」口演会より

「むかしのはなし」語り〔ギャラリートーク〕

日時：8月24日（木）10：30～/13：30～

9月2日（土）10：30～

会場：茨城県立歴史館 第3展示室（企画展2会場）

出演：七絃の会、茨城町おはなしの会しらゆきひめ



「むかしのはなし」語りより

講演会「茨城の昔話資料の中の茨城方言」

日時：9月10日（日）14：00～

会場：茨城県立歴史館 講堂

講師：杉本妙子先生（茨城大学 名誉教授）

■主な参考文献

本展の開催およびパンフレット等の執筆に際しては、主に以下の文献を参考にしました。また、この他にも多くの先行研究を参考にさせていただきました。

- ・ 大島建彦 1967『民俗民芸双書 12 御伽草子と民間文芸』
- ・ 石井正己 2016『ビジュアル版 日本の昔話百科』河出書房新社
- ・ 石川透編 2008『広がる奈良絵本・絵巻』三弥井書店
- ・ 稲田浩二・稲田和子編 2001『日本昔話ハンドブック新版』三省堂
- ・ 茨城県立歴史館 2023『むかしのはなしハンドブック』
- ・ 茨城民俗学会編 1975『茨城のむかし話』日本標準
- ・ 川崎市立日本民家園『むか～しむかしの道具たちー昔話が伝えるくらしー』
- ・ 榎原悟監修 2004『すぐわかる 絵巻の見かた』東京美術
- ・ 染谷万千子 1985『茨城の自然探訪シリーズ ふるさとの昔ばなし』茨城いすゞ自動車株式会社
- ・ 染谷万千子 1990『茨城の自然探訪シリーズ ふるさとの昔ばなし（No.2）』茨城い

すゞ自動車株式会社

- 高萩市教育委員会編 1980『高萩の昔話と伝説』
- ちひろ美術館 2008「絵本の歩み—安曇野ちひろ美術館歴史展示室ガイド—」
- 土浦市立博物館 1993『第 11 回特別展図録 にぎわいの時間—城下町の祭礼とその系譜—』
- 鶴尾能子 1972『茨城の昔話』三弥井書店
- 鳥越信編『シリーズ日本の文学史 2 はじめて学ぶ日本の絵本史 I 絵入本から画帖・絵ばなしまで』ミネルヴァ書房
- 鳥越信編『シリーズ日本の文学史 3 はじめて学ぶ日本の絵本史 II 15 年戦争下の絵本』ミネルヴァ書房
- 日本民具学会編『日本民具辞典』ぎょうせい
- 北條勝貴 2015「日本列島の人びとと自然—伝統的農村風景を疑う—」歴史科学協議会編『歴史の「常識」をよむ』東京大学出版会
- 日向野徳久 1977『茨城の民話』未来社
- 日向野徳久 1978『茨城の民話 第二集』未来社
- 福田アジヲほか編 1999『日本民俗学大辞典 上』吉川弘文館
- 福田アジヲほか編 2000『日本民俗学大辞典 下』吉川弘文館
- 藤久真菜 2011「シンポジウム/「再話」論の射程 記述はゆれる」『口承文藝研究』
- 山田祐紀 2022「特集 3 収蔵品展「むかしばなしの世界」」『博物館ニュース 帆檣成林』新潟市歴史博物館みなとぴあ
- 横浜市歴史博物館 2005『開館 10 周年記念特別展 よこはまの浦島太郎』
- 若杉準治 1998『美術館へ行こう 絵巻を読み解く』新潮社

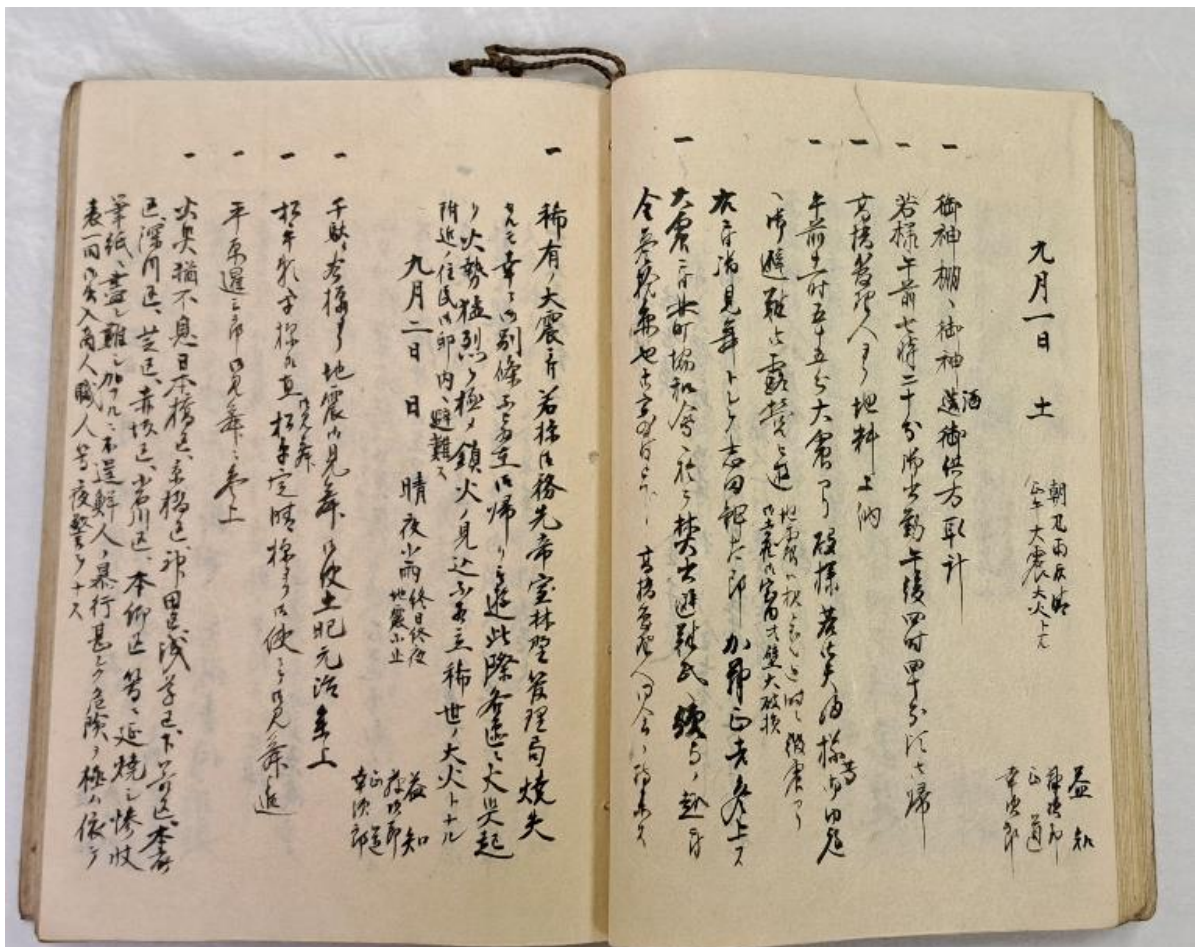
(史料学芸部 学芸課 学芸員 森戸日咲子)

文書館機能紹介 アーカイブズの部屋

関東大震災から 100 年 ——橋徳川家文書からみる関東大震災——

令和 5 年（2023）は、関東大震災から 100 年の節目となります。被害が大きかった東京や神奈川をはじめ、各地でシンポジウムや展覧会が開催され、日頃の防災意識を高める動きがあります。特に関東大震災が発生した 9 月 1 日は、テレビ番組などでも特集が組まれるなど、防災が注目されました。当館でも令和 5 年度アーカイブズの部屋展示「関東大震災から 100 年——関東大震災と茨城の災害——」と題して、関東大震災とその後茨城県内で起きた災害について歴史資料や行政資料などを展示して紹介しています。

関東大震災は、大正 12 年（1923）9 月 1 日 11 時 58 分に発生しました。死者・行方不明者は 10 万 5000 人とも言われています。地震による建物の倒壊だけではなく、ちょうど昼頃の発生であったため、火災による被害も甚大でした。当館所蔵史料である、一橋徳川家文書からもその様子が見て取れます。一橋徳川家は、当時東京府林町（現在の東京都文京区千石）に居住していました。家扶（註）の日記には、「九月一日」と書かれた下に「朝風雨昼晴、正



日記 大正 12 年（1923） 一橋徳川家文書 B16-64

午大震大火トナル」とあります。さらに日記を読み進めると、四項目には「午前十一時五十五分大震アリ」と書かれており、当時の一橋徳川家当主達道（殿様）、養子宗敬とその夫人幹子（若御夫婦様）が、内庭に避難したことが分かります。その後、この日記には余震の情報など、地震に関わる記載がみられ、関東大震災の様子がうかがえる史料のひとつです。このほか一橋徳川家文書には、関東大震災の様子を写した写真帖（刊行物）などがあり、東京近郊における被災状況がよく分かります。



大正癸亥大震写真帖 全
大正 12 年（1923） 発行所 東瀛協会 とうえい

このほか、行政資料課がマイクロフィルムで収集している県内の学校資料から、当時の茨城県内の学校の被災状況や、避難してきた子供の受け入れの様子、今で言うボランティア団体の結成などを紹介しています。

茨城県では、本年 9 月 8 日の大雨による水害があり、現在（令和 5 年 9 月 22 日）も県北地域では対応に追われています。同様に、これまでも茨城県内では大きな台風などによる水害に見舞われました。本展示では行政文書などから、これまでに起きた茨城県の災害を紹介しています。

昭和 23 年（1948）8 月には熱帯低気圧による豪雨が発生し、県南・県西地域が甚大な被害を受けました。当時日本は GHQ の占領下であったため、その被害の様子が GHQ へ報告されています。また、同年 10 月にもリビー台風により鹿行・県南・県西地域が被災しています。この時は茨城県知事室に災害対策本部が置かれるなど、茨城県が災害にどう向き合ったのか分かる文書が残されています。

近年地震や水害など、茨城県以外でも自然災害が多発しています。こうした状況を受け、被災した文書や写真、民具や美術品などの資料を保全するため、全国的に資料のレスキュー活動が熱心に行われるようになってきています。当館でも県内の資料保全活動を進めるとともに、レスキュー活動に協力を行っています。

現在、レスキュー活動の中心となっているのが、いわゆる「史料ネット」と呼ばれる団体で、全国各地に作られています。これは平成 7 年（1995）1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を契機として歴史資料ネットワーク（史料ネット）が設立されたことを手始めとして、本県では、平成 23 年（2011）に発生した東日本大震災に際して茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク（茨城史料ネット）が設立されました。



(武鑑) 柏家文書 494

令和元年度台風 19 号によって被災した古文書

大きな災害の場合、博物館や文書館、自治体など公の機関だけでは手が回らないことがあります。そのため、こうした史料ネットなどの活動がとて重要になってきています。博物館・文書館とボランティア団体が協力して資料の保全を行うことが、資料を守っていくには必要です。令和5年9月の水害でも、当館と共に茨城史料ネットや地元の団体が協力して資料の保全を行っています。水害の場合、カビなどの発生が懸念されるため、素早い対応が必要となります。そのため、地元の団体からの連絡を受け、当館歴史資料課職員、そして茨城史料ネットなどが資料の保全を行うため現地向かいました。資料の保全は一度きりで完結するものではなく、長い時間を必要とします。また、専門的なノウハウを必要とする場合もあります。日頃から災害に対する準備を行うことが、災害発生時の迅速な対応をとることに繋がります。

今後も発生するであろう自然災害に対し、我々がどう対処するのか、そして資料の保存・継承の大切さを考える契機となれば幸いです。



被災した資料のレスキューの様子

註 皇族や華族の家で、家令（家の事務や会計を管理し、家扶以下の雇い人を管理した人）の下で家務・会計に携わった人。

(史料学芸部 歴史資料課 主任学芸員 武子裕美)

企画展3 音楽家・松平頼則とその時代 —時代を切りひらいた巨匠の軌跡—

当館では、令和5年10月28日（土）から12月17日（日）にかけて、企画展3「音楽家・松平頼則とその時代 —時代を切りひらいた巨匠の軌跡—」を開催します。

旧石岡（常陸府中）藩主の府中松平家に生まれた松平頼則〔1907-2001〕は、日本の現代音楽の創始者と称される世界的な作曲家です。

多くの国際的な賞を受賞し、日本人として初めてヨーロッパの音楽祭の国際審査員に選ばれるなど、日本の伝統音楽を西洋音楽の技法で表現したその音楽は、国際的に高い評価を受けています。特に、代表曲《盤渉調越天楽によるピアノと管弦楽のための主題と変奏》（1951）は、ヘルベルト・フォン・カラヤンがその生涯で指揮棒を振った、ただ一人の日本人作曲家の作品としても知られています。音楽界での長年にわたる功績が認められ、平成8年（1996）に文化功労者に選ばれました。

頼則が生きた20世紀の日本は、2度の世界大戦を経験し、社会制度も大きく変化した激動の時代でした。旧藩主、そして華族（子爵）の家柄であった府中松平家も、経済恐慌や戦争などの影響を受け、いく度かの浮沈を経験しています。日本を代表する鳥類学の研究者、鳥類標本の収集家でもあった頼則の父頼孝の事蹟もふくめ、同家の歴史は、近世から近代にかけての日本の歴史や文化をひもとく上で、貴重な手がかりを与えてくれます。しかし、その資料の多くが、実は時代の変遷の中で散逸しています。

当館では、令和元年（2019）より、外部研究者の協力を得て、松平家に残された頼則関係資料の保全・調査・整理を進めてきました。本展では、その貴重な資料を中心に、20世紀という激動の歴史をふり振り返りつつ、世界に挑戦つづけた音楽家・松平頼則の軌跡を紹介していきます。

■主な出陳資料



松平頼則肖像写真
（昭和戦前、個人蔵）



WEINGARTNER-PREIS 1939
（ワインガルトナー日本作曲家賞、
個人蔵）



松平頼則作曲 《主題と変奏》より
第一変奏 自筆譜（1951年頃、個人蔵）

（史料学芸部 学芸課 首席研究員 石井裕）

特集

国指定重要文化財「一橋徳川家関係資料」 保存修理事業報告

国指定重要文化財一橋徳川家関係資料とは

一橋徳川家は、8代将軍吉宗の四男宗尹^{むねただ}を祖とする家で、10代茂栄^{もちはる}の時、明治維新を迎えました。同家は、田安德川家・清水徳川家とともに御三卿^{ごさんきやう}と称されました。なかでも一橋徳川家からは11代将軍家斉^{いえなり}、15代将軍慶喜^{よしのぶ}を輩出しており、御三卿の中でも際立った家といえます。

重要文化財となった一橋徳川家関係資料は、文書・記録類 4,017 点、書画・典籍類 224 点、器物類 460 点、写真 14 点から構成されます。御三卿のうち、各分野の資料が質量ともにこれだけまとまって伝存している家はほかにはありません。一橋徳川家関係資料は、一橋徳川家の家格、家政、所領経営、幕政への関与、将軍家や大名家との交際、家の内外における儀礼の実際をうかがうことができ、江戸時代の政治史、文化史、古文書学の研究等に価値が高い点を評価され、令和2年9月に国の重要文化財に指定されました。

保存修理事業とは

国指定重要文化財一橋徳川家関係資料は総数 4,715 点で、そのうち約 32%にあたる 1,500 点余の資料が、調査の過程で修理を必要としていることが判明しています。しかも修理対象資料は、文書・記録類、書画・典籍類のほか、器物類として刀剣・拵、武具、染織、漆工品、木工品、金工品、雛道具など多岐にわたっています。

そのため、修理を必要とする資料が 1,000 点をこえる文書・記録類と並行して、書画・典籍類及び器物類を順次修理していくこととしました。その第1期として、令和4年度から10か年の計画で、文書記録類と絵画（掛幅装・幀装）の修理を、文化庁の「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」の交付を受けて進めています。

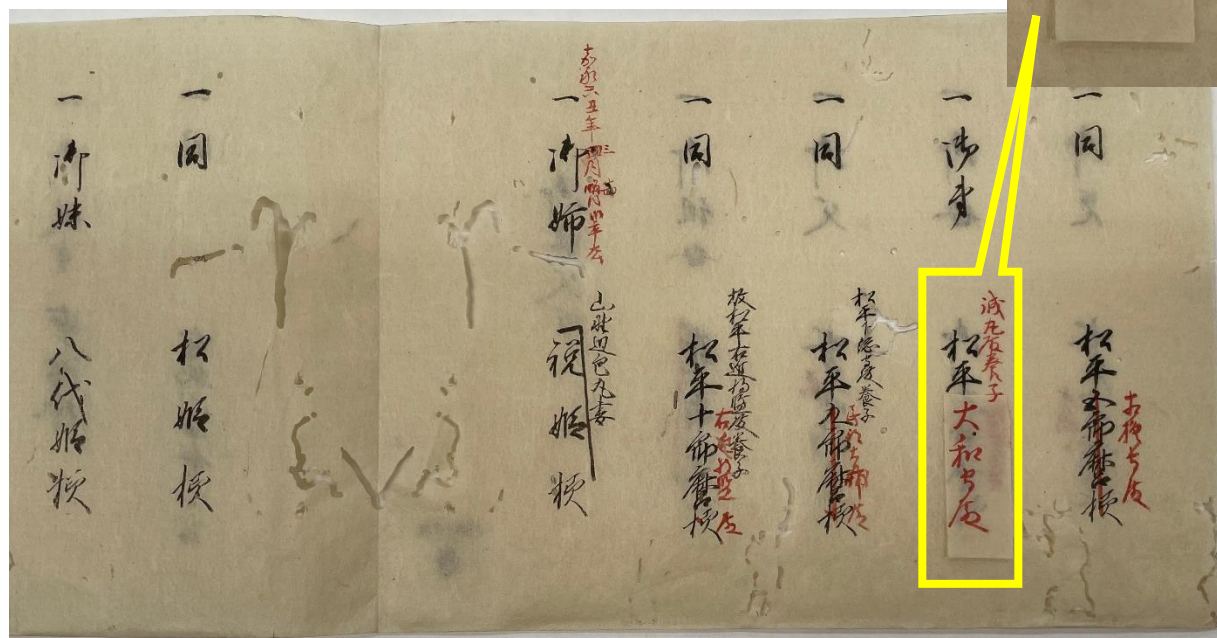
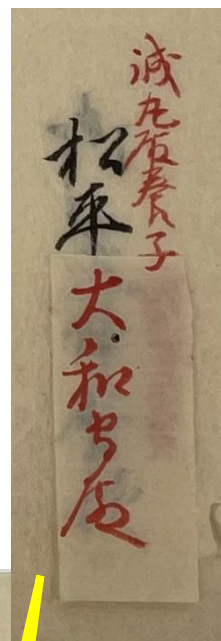
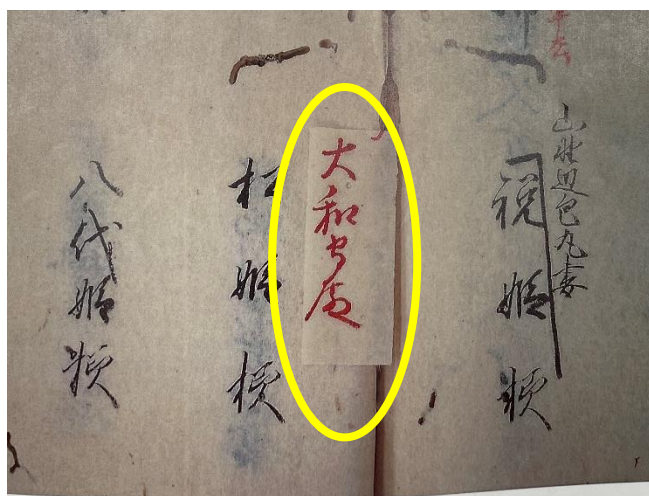
修理事業者とは

文化財の修理は、わが国固有の伝統と最新技術によって構成される高い技術力に裏付けられた方法で進められます。修理を担当する（株）修護は、文化財保護法により選定を受けた「選定保存技術（装^{そう}潢^{こう}修理技術）保存団体」である一般社団法人国宝修理装演師連盟の加盟企業で、国指定文化財（国宝、重要文化財）をはじめ、文化財の修理実績を多数有する工房です。修理事業は、歴史資料としての学術的な価値と文化財の特質を損なわないよう、文化庁担当者・工房技術者・茨城県文化財担当者・茨城県立歴史館研究員・学芸員など関係者による検討会議を重ねて進められています。

令和4年度修理事業速報

修理事業の初年度にあたる令和4年度は、文書・記録類（冊子装）10点、絵画（掛幅装）4点、幀装1点に着手し、今年度に継続しています。まだ修理は完了していませんが、その過程でわかったことを以下にお知らせいたします。

この付箋、どこに貼り戻せばいいの！？ ～文書・記録類（冊子装）の修理から～



「御続書〔慶喜〕」という資料に挟み込まれていた「大和守殿」という付箋は、糊がはがれ、頁の間にありました。本来どこにあったものなのでしょう。虫損の状態や資料の内容を検討した結果、前丁の「誠丸殿養子」の左下、「松平（八郎麿様）」の部分貼り戻し位置であることが判明しました。

「大和守」とは、徳川齊昭の子で、慶喜の弟にあたる八郎麿のことでした。八郎麿は川越藩主典則（幼名誠丸）の養子となり6代直侯、大和守となっていることから、朱筆の事実間違いはありません。その位置に置いてみると、付箋右上の朱筆が、地の文の朱筆の一部となってぴったり合い、「子」の字が完成しました。

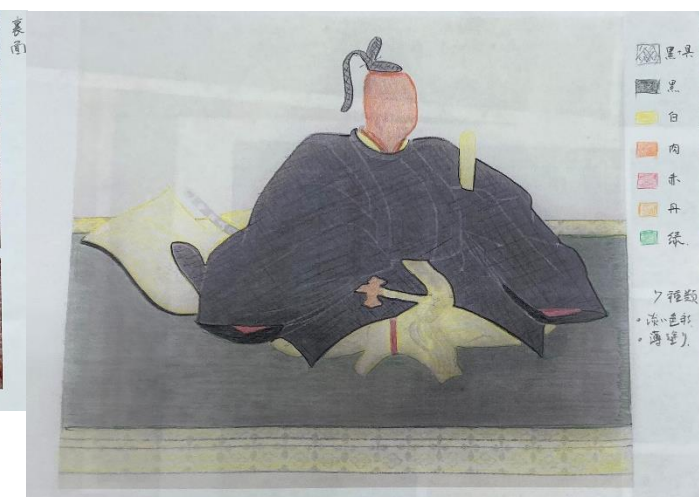
このように修理の過程では、小さな付箋ひとつひとつの貼り戻し位置についても、紙の状態や歴史的事実を踏まえて検討が加えられていきます。

絵絹の裏にも彩色が！ ～絵画（掛幅装・幀装）の修理から～

（表）



（裏）



絵画の修理においては、絹本の彩色を観察し、どのような絵具が使われているか調査します。肌裏紙をはがした結果、絵の裏側からも絵具をいれる「裏彩色」が、「文昌帝君図」「雀鹿図」「蜂猿図」「一橋宗尹像」のいずれの資料にも施されていることが判明しました。「裏彩色」は日本画の技法の一つで、絵絹の裏から彩色を施すことで、発色を高める効果や、色をぼかし柔らかい感じを出す効果があるといわれています。写真の資料は、初世宗尹の肖像画です。本資料の場合、20 箇所もの裏彩色が確認されました。

またこの絵の光学調査の結果、下裏の部分には銀が検出されました。そのため肌裏紙を除去する際の養生（表打ち）には、たいへん貴重な濾過精製したフノリが用いられました。銀は硫化物質と反応すると黒色化するため、それを回避する方法が検討された結果です。

文化財の修理は、これまでの伝統的な技法とともに、光学調査などの最新技術を取り入れながら進められています。

（史料学芸部 歴史資料課 特任研究員 笹目礼子）

収蔵資料紹介

行政文書にみる戦後茨城県の母子福祉対策

◆ はじめに

昨今のコロナ禍において、女性の貧困、特に母子世帯の貧困が顕在化したことは記憶に新しいことと思います。時代背景は全く異なりますが、終戦後も母子世帯の貧困が大きな社会問題になりました。当時日本中が深刻な物資・食糧不足で苦しい状況にありましたが、なかでも戦争で一家の働き手である夫や父親を亡くした母子世帯の多くは、経済的にも精神的にも苦しい生活を送っていました。

このような状況下で茨城県はどのような対策をとったのか、下記の2点の行政文書からみていきたいと思います。

1. 「母子寮施設関係綴」(一部非公開)

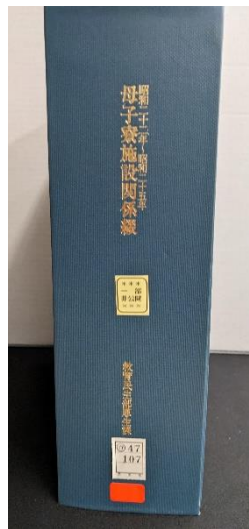
請求番号	作成部	作成課	作成年度
行 47-107	教育民生部	厚生課	昭和 22 (1947) ～25 (1950) 年度

(1) 簿冊の概要

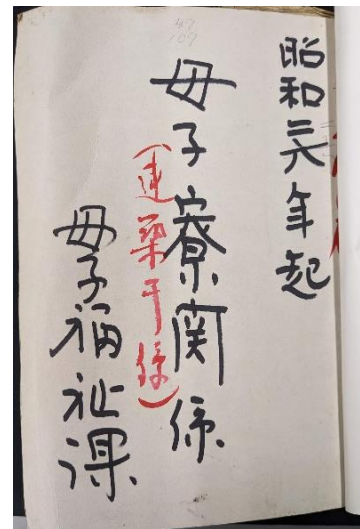
母子寮は、母子福祉対策として重要な役割を果たしてきた施設ですが、戦前から戦後にかけて、その法的根拠と位置付けは変遷しています。昭和12年(1937) 貧困母子世帯救済のために制定された母子保護法では、扶助を受ける母子のための保護施設として規定されました。また、同年の軍事扶助法では、これとは別に軍人家族を対象とした特別母子寮が規定されました。

戦後は、母子保護法と軍事扶助法が廃止され、敗戦直後の住宅難を背景として、昭和21年(1946) 制定の旧生活保護法で宿所提供施設として位置付けられました。しかし、翌22年(1947) 12月制定、昭和23年(1948) 1月施行の児童福祉法では、母と子を共に入所させ保護することを目的とした児童福祉施設として規定されました。平成10年(1998) の法改正で現在は母子生活支援施設と名称変更になっています。

当簿冊が作成された昭和22年度～25年度は、生活保護法の宿所提供施設としての母子寮と児童福祉法の児童福祉施設としての母子寮の両方の時期を含み、この間、試行錯誤しながら母子寮を運営していたことがうかがえます。下記の表は、簿冊の構成です。(起案文書は表紙から始まって綴じ込み順に記載しました。)



(背表紙)



(表紙)

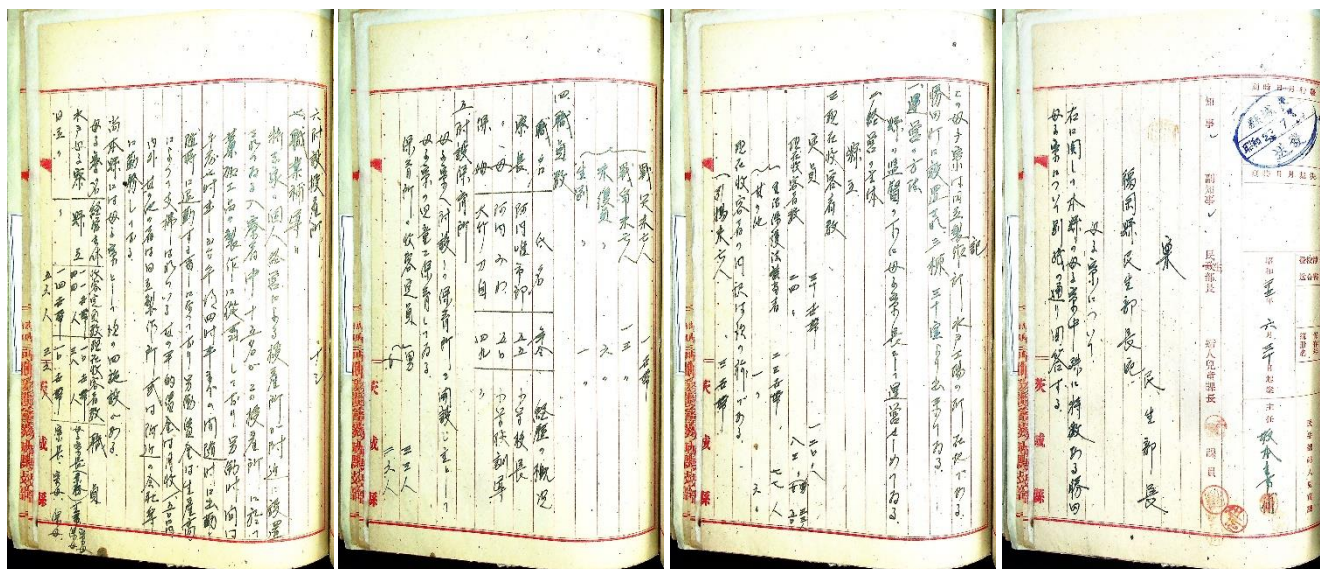
起案日	起案文書の内容
昭和 25. 12. 27	茨城県紅梅荘保育室増築工事請負契約伺
昭和 25. 12. 26	茨城県紅梅荘保育室増築工事について伺
昭和 25. 12. 22	茨城県紅梅荘保育室増築工事設計書検査依頼について
昭和 25. 6. 26	水戸第二母子寮屋根葺替其他工事
昭和 25. 5. 31	工事請負契約伺（水戸第二母子寮屋根修繕及下水工事）
昭和 25. 5. 23	水戸第二母子寮屋根修繕及び下水工事についての伺
昭和 26. 1. 29	母子寮予算編成参考資料送付について
昭和 26. 3. 30	母子寮月報一部改正について
昭和 26. 2. 9	母子寮に関する参考資料送付について
昭和 26. 3. 13	連絡協議会開催について（3月22日開催）
昭和 26. 2. 19	月報形式変更について
昭和 25. 11. 27	母子寮視察について
昭和 25. 11. 16	母子寮視察について
昭和 25. 12. 1	バウルー母国奉仕会寄贈品受取方について
昭和 25. 11. 22	茨城県母子寮管理規則送付について
昭和 25. 11. 20	母子寮長連絡協議会開催について（11月29日開催）
昭和 25. 11. 16	茨城県母子寮管理規則告示について
昭和 25. 11. 13	母子寮運営要領送付について
昭和 25. 10. 9	寮母講習会開催について
昭和 25. 9. 27	寮母講習会開催に関する件（10月26日～28日）
昭和 25. 9. 30	寮母講習会開催に関する件
昭和 25. 10. 31	物品請求について
昭和 25. 10. 27	都道府県立母子寮保育所の調査について
昭和 25. 10. 11	県立母子寮在寮者の生活保護費について
昭和 25. 9. 29	白梅荘引継に関する件
昭和 25. 9. 29	白梅荘母子寮の経営について
昭和 25. 9. 29	母子寮長連絡会議について（10月3日開催）
昭和 25. 9. 8	電報案
昭和 25. 9. 4	白梅荘の経営について
昭和 25. 7. 19	母子寮長連絡会議について（7月25日開催）
昭和 25. 7. 11	厚生省保護課長の視察について
昭和 25. 7. 6	電報案
昭和 25. 5. 8	調査依頼について
昭和 25. 5. 19	児童福祉施設最低基準の調査について
昭和 25. 2. 24	母子寮入所希望者について
昭和 25. 1. 24	母子寮連絡会開催について（1月27日開催）
昭和 24. 11. 22	母子寮連絡会開催について（11月28日開催）

起案日	起案文書の内容
昭和 24. 11. 18	支出伺（水戸第二母子寮改修工事に要した経費）
昭和 25. 5. 8	水戸第二母子寮屋根修繕その他工事について
昭和 24. 10. 20	水戸第二母子寮改修工事請負契約伺
昭和 24. 11. 15	水戸第二母子寮改修工事竣工検査依頼
昭和 24. 10. 17	水戸第二母子寮改修工事について伺（随意契約）
昭和 24. 9. 24	水戸第二母子寮改修工事について伺（工事設計書作成依頼）
昭和 24. 11. 30	*加工用稲藁の集荷協力方依頼について
昭和 25. 3. 1	水戸第三母子寮大和堀改築工事竣工検査依頼
昭和 25. 2. 20	水戸第三母子寮大和堀改築工事請負契約伺
昭和 25. 2. 16	水戸第三母子寮大和堀改築工事についての伺
昭和 25. 1. 21	水戸第三母子寮柵新設工事についての伺
昭和 24. 10. 12	児童福祉施設最低基準実地検査について
昭和 24. 8. 15	母子寮及び保育所の職員に対しラ物資衣料の特別配給に関する謝意について
昭和 24. 8. 2	母子寮の調査に関する件
昭和 24. 7. 9	水戸第二・勝田母子寮収容委託について
昭和 24. 7. 9	母子寮運営連絡会議開催について（7月20日開催）
昭和 24. 6. 11	寄附受入伺い（ミシン1台）
昭和 24. 6. 24	水戸第二・勝田母子寮収容委託について
昭和 24. 6. 4	県有地借地願の件回答
昭和 24. 5. 16	水戸母子寮への慰問寄贈に対する感謝状
昭和 24. 4. 26	日立母子寮排水工事及び土留工事並びに補修工事の竣工検査依頼
昭和 24. 4. 27	電報案
昭和 24. 4. 18	電報案（母子寮工事完了期限）
昭和 24. 3. 5	日立母子寮下水及び土留工事請負契約伺
昭和 24. 3. 5	日立母子寮補修工事請負契約伺
昭和 24. 3. 1	日立母子寮下水及び土留工事について
昭和 24. 3. 1	日立母子寮補修工事について
昭和 24. 3. 10	日立母子寮補修工事設計書の検修依頼
昭和 24. 4. 1	電報案
昭和 24. 5. 2	白梅荘新館及び分館の名称変更並びに管理変更について
昭和 24. 4. 27	母子寮管理委託取消について（同胞援護会茨城県支部宛）
昭和 23. 1. 26	母子寮管理委託について（同胞援護会茨城県支部宛）
昭和 23. 1. 7	石岡・日立母子寮管理委託について伺（委託先は同胞援護会茨城県支部）
昭和 24. 4. 8	寄付行為に対する感謝状
昭和 24. 4. 4	県内母子寮関係者の東京都内母子寮視察について

起案日	起案文書の内容
昭和 24. 2. 26	予算使用伺（石岡母子寮借地料）
昭和 24. 3. 12	母子寮入寮者の費用について
昭和 24. 1. 28	水戸母子寮ブランコ新設について伺
昭和 24. 3. 2	母子寮連絡会開催について（3月7日開催）
昭和 24. 2. 26	母子寮入寮者の費用負担について
昭和 24. 2. 7	日立母子寮附設保育所の利用について
昭和 24. 2. 2	母子寮事務打合せ会開催について（2月5日開催）
昭和 23. 10. 29	母子寮入所者報告
昭和 23. 10. 11	母子寮収容世帯の生活状況調査について
昭和 23. 10. 6	母子寮入寮者調について（水戸・勝田母子寮宛）
昭和 23. 10. 11	母子寮連絡協議会開催について（10月14日開催）
昭和 23. 9. 21	母子寮規則・入寮者心得内規等の送付依頼（江東橋・武蔵野・駒沢各母子寮宛）
昭和 23. 9. 17	母子寮連絡打合会について（9月20日開催）
昭和 23. 8. 12	母子寮連絡協議会開催について（8月16日開催）
昭和 23. 6. 1	母子寮在寮者の生活状況調査について
昭和 23. 5. 12	ララ救援物資（醤油）特別配給について
昭和 23. 6. 30	*勝田母子寮についての回答（福岡県民生部長宛）
昭和 23. 2. 13	勝田母子寮に関する建白書について（藤沢地方民生部会からの建白書と回答案）
昭和 23. 1. 30	勝田母子寮に関する建白書について（勝田母子寮視察結果）
昭和 22. 12. 26	日立母子寮電気工事について
昭和 22. 8. 19	水戸母子寮附属浴場物置工事施行に関する件伺
昭和 22. 12. 16	水戸母子寮竣工検査の係員派遣依頼
昭和 22. 9. 10	勝田母子寮収容委託者の保護費について
昭和 22. 8. 27	水戸並日立母子寮入寮者募集について
昭和 22. 8. 28	石岡母子寮入寮生銓衡
昭和 22. 7. 24	石岡母子寮入寮者募集について
昭和 22. 8. 7	勝田母子寮収容者用蚊帳について
昭和 26. 1. 27	母子寮連絡協議会開催について（2月9日開催）
その他	武蔵野・江東橋各母子寮視察復命書（昭和 24. 4. 12）、 *工場勤務者の解雇報告（昭和 24. 4. 30）、*勝田授産所閉鎖報告（昭和 23. 8. 8）、 勝田母子寮自治委員会結成報告（昭和 23. 7. 10）、白梅荘母子寮施設改革報告（昭和 23. 3. 15）、茨城軍政部よりの視察の件報告（昭和 22. 8. 12）など

(2)一部内容の紹介 ― 県立勝田母子寮の授産所について―

このなかから、県立勝田母子寮の授産所についての資料をご紹介します。母子寮には、困窮した母子の保護だけでなく、母子の生活の自立を支援するという側面もあり、母が就業に必要な技能を習得し賃金を得るための職業補導所や授産所が設けられることがありました。



*昭和 23. 6. 30 起案 勝田母子寮についての回答（福岡県民生部長宛）

福岡県からの母子寮についての問合せに対し「本県の母子寮中殊に特徴ある」勝田母子寮について、茨城県が回答した文書（案）です。児童福祉法の児童保護施設として規定されて間もない時期、他県でも情報収集しながら母子寮のあり方を模索していたことがうかがえます。下記の表は、この内容をまとめたものです。

【勝田母子寮】

1. 運営の方法	県の監督の下に母子寮長をして運営せしめている
2. 経営の主体	県立
3. 現在収容者数	定員：30 世帯 120 人 現在収容者数：24 世帯 83 人（男 33 人 女 50 人） 生活保護法該当者：23 世帯 77 人 其他：1 世帯 6 人 内訳 引揚未亡人：3 世帯 戦災未亡人：1 世帯 戦争未亡人：13 世帯 未復員未亡人：6 世帯 生別未亡人：1 世帯
4. 職員数	寮長・寮母・保母の 3 名
5. 附設保育所	母子寮附設の保育所あり、収容定員：男 33 人 女 25 人
6. 附設授産所	なし

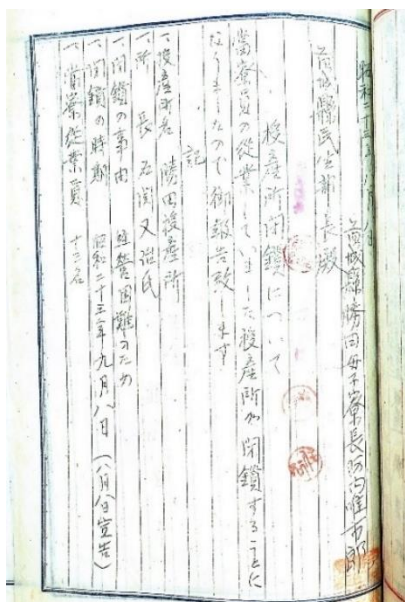
7. 職業補導所	・篤志家の個人経営による授産所が付近にあり ・入寮者中 15 名がここで薬加工品製作に従事 ・労働時間：午前 7 時 30 分～午後 4 時 30 分の間に随時出勤・退勤 ・労働賃金：生産高による、平均は月収 1,500 円 ・上記以外の者は日立製作所または付近の会社に勤務
----------	---

【その他の母子寮】

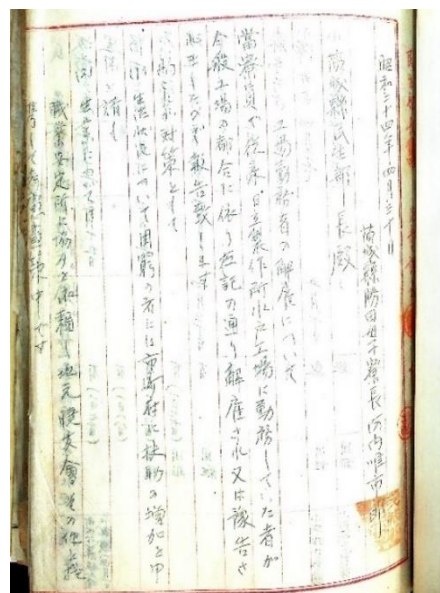
母子寮名	水戸母子寮	日立母子寮	石岡母子寮	同胞母子寮
経営主体	県立	県立	県立	私立
収容定員数	11 世帯 44 人	14 世帯 55 人	11 世帯 44 人	40 人
現在収容者数	10 世帯 38 人	10 世帯 36 人	11 世帯 37 人	20 人
職員	寮長(兼務)・主事・寮母・保母	寮長・寮母・保母	寮長・寮母・保母	寮長・寮母・保母 2 人

では、勝田母子寮の特徴とはどのような点なのでしょう。まず、その他の母子寮と比較していえるのは、収容定員数が 30 世帯 120 人と他の 4 母子寮の倍以上という点です。

また、職業補導所の項目が詳細に記されていることから、母子寮附設の授産所ではなく、近隣の篤志家による個人経営の授産所で薬加工品製作に従事したり、日立製作所に勤務したりしている点に特徴があるとみられます。



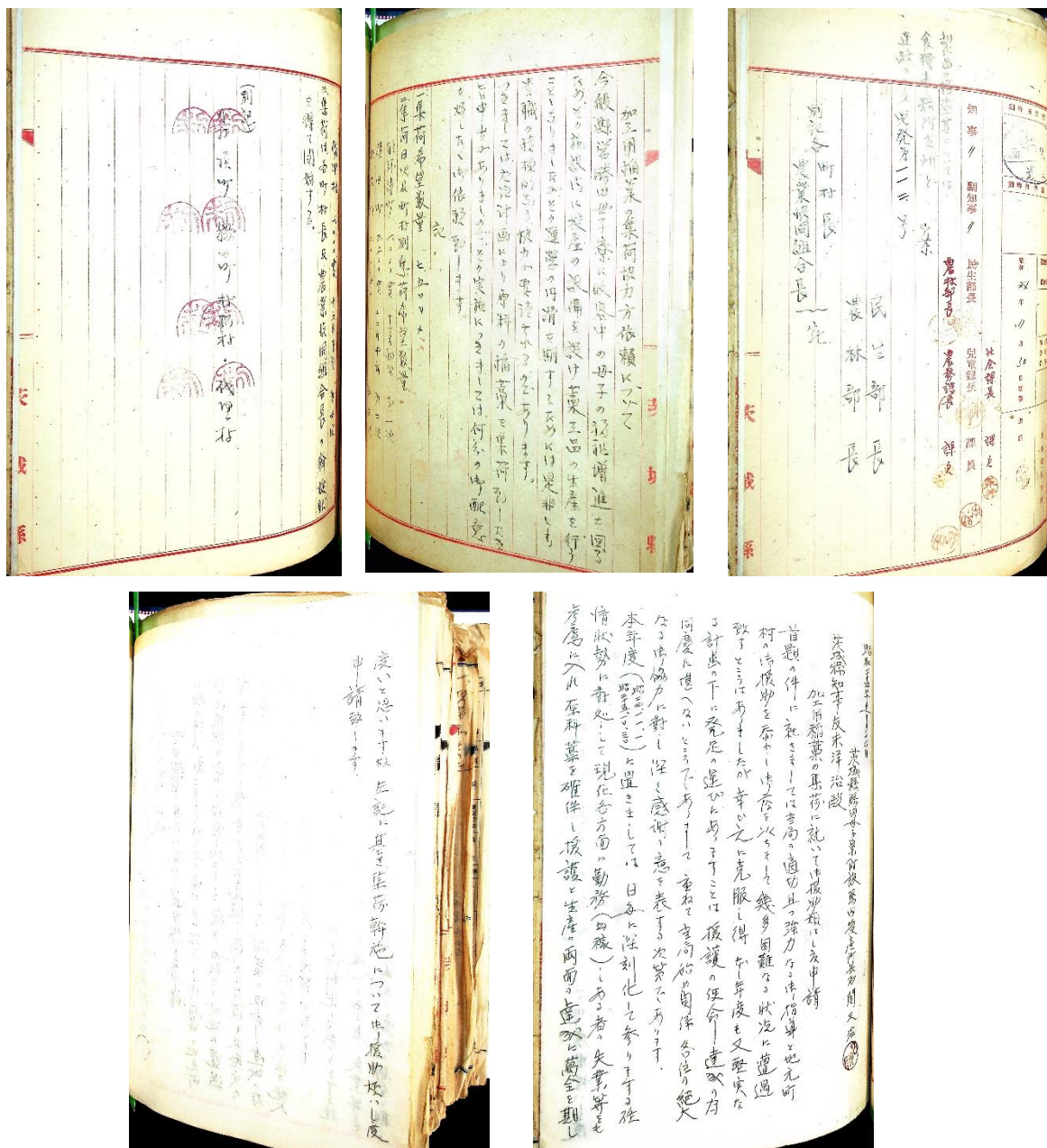
＊勝田授産所閉鎖報告（昭和 23. 8. 8）



＊工場勤務者の解雇報告（昭和 24. 4. 30）

しかし、県民生部が勝田授産所から収受した「勝田授産所閉鎖報告」によると、この個人経営の授産所は経営困難のため、昭和 23 年（1948）9 月 8 日をもって閉鎖となりました。

た。さらに、同じく「工場勤務者の解雇報告」によると、日立製作所水戸工場に勤務していた10名が昭和24年3月～5月にかけて解雇（予告も含む）となりました。



***昭和24.11.30 起案 加工用稲藁の集荷協力方依頼について**

個人経営の授産所閉鎖と日立製作所からの解雇によって職を失った母子寮の母たちに対し、勝田母子寮及び県民生部はどのような対策をとったのでしょうか。民生部長及び農林部長から町村長及び農業協同組合長宛に出した「加工用稲藁の集荷協力方依頼について」によると、勝田母子寮内に授産所を設置し藁工品の生産を行うため、那珂湊町・勝田町・村松村・佐野村から7,500貫の藁を集荷したく協力を要請したことが記されています。

これは、「加工用稲藁の集荷に就いて御援助願はし度申請」（昭和 24. 11. 26）で、県勝田母子寮附設勝田授産所長・石関又治が県に支援を依頼したことを受けたものです。ここには、「日毎に深刻化して参ります経済情勢に対処して現在各方面に勤務（出稼）しある者の失業等も考慮に入れ原料藁を確保し援護と生産の両面の達成に万全を期し度い」とあり、おそらく背景には個人経営の授産所閉鎖と日立製作所からの解雇があったものと思われます。そして、その打開策として勝田母子寮附設の授産所を設置し、主管課の民生部だけでなく農林部と連携し近隣町村と農協に原料の稲藁を確保するため協力を求めたことが分かります。

当簿冊からは、戦後の混乱期に県民生部と母子寮が地域性を生かし、社会情勢に合わせて試行錯誤しながら運営に当たっていたことがうかがえます。茨城県の母子寮については、まだまだ未解明の部分が多いため、さらに当簿冊を分析することで研究の進展が期待されます。

2. 「児童福祉審議会特別部会関係綴」

請求番号	作成部	作成課	作成年度
行 53-118	民生労働部	児童課	昭和 28（1953）年度

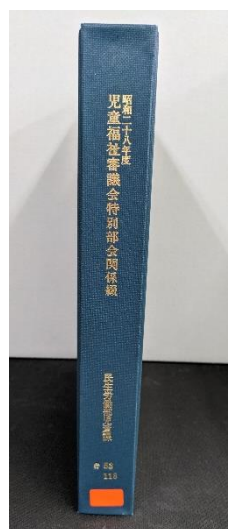
(1) 簿冊の概要

表題の「児童福祉審議会特別部会」とは、県の児童福祉審議会に置かれた母子福祉資金貸付に関する特別部会のことです。昭和 27 年

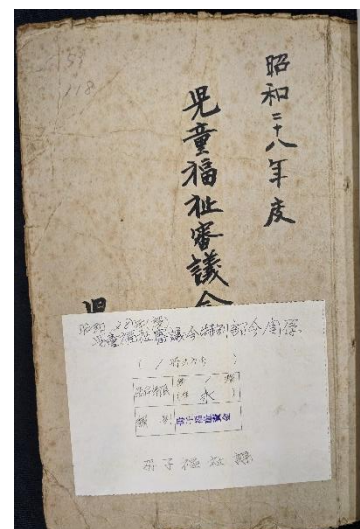
（1952）12 月制定、翌 28 年（1953）4 月施行の「母子福祉資金の貸付等に関する法律」（以下、母子福祉資金貸付法）では、県は児童福祉審議会の意見を聞いて貸付の決定をすることが規定されています。母子福祉資金貸付法は、母子世帯に対し資金を低金利で貸し付けることで、自立した生活を送れるようにするための法律で、背景には戦争による母子世帯の貧困の問題がありました。

当簿冊が作成された昭和 28 年度は、この母子福祉資金貸付法の施行年度に当たります。

当簿冊によると、児童福祉審議会特別部会は年に 3 回ほど開催されており、その他に審議委員は出張で母子福祉資金貸付申込受付状況調査に出向いていることも分かります。下記の表は、簿冊の構成です。（起案文書は表紙から始まって綴じ込み順に記載しました。）



（背表紙）



（表紙）

起案日	起案文書の内容
昭和 28. 6. 13	* 児童福祉審議会特別部会開催について（6 月 19 日開催）
昭和 28. 6. 20	母子福祉資金貸付申込受付状況調査について（6 月 26・29・30 日に調査実施）
昭和 28. 7. 13	児童福祉審議会特別部会開催について（7 月 20 日開催）
昭和 28. 9. 2	母子福祉資金貸付申込受付状況調査について（9 月 14・15・16・18 日に調査実施）
昭和 28. 7. 3	母子福祉資金貸付審査会（修学資金）開催について（7 月 13 日開催）
昭和 28. 7. 22	予算使用伺い（7 月 13 日開催の児童福祉審議会特別部会に要する経費）
昭和 28. 6. 18	予算使用伺い（6 月 26 日～実施の母子福祉資金貸付申込受付状況調査の旅費）
昭和 28. 9. 21	* 児童福祉審議会特別部会開催について（9 月 30 日開催）
昭和 28. 12. 22	県未亡人連盟への協力依頼（母子福祉資金償還について）
昭和 29. 1. 7	母子福祉資金貸付申込受付状況調査について（2 月 9～12 日に調査実施）
昭和 29. 3. 6	商業講座について
その他	民生課事務概況、出張復命書（母子福祉資金申請者再調査のため）、母子福祉資金貸付等に関する事務監査資料、母子相談員と未亡人団体との連絡、母子世帯援護協議会について、母子相談員名簿、母子相談員連絡会記録、栃木県の母子福祉資金貸付状況など

(2) 一部内容の紹介

① 未亡人更生資金貸付状況業種別一覧表

— 昭和 28. 6. 13 起案児童福祉審議会特別部会開催について（6 月 19 日開催）より —

(1,100円, 200円) 未亡人更生資金貸付状況業種別一覧表 (昭和 28. 6. 13)

業種別	件数	業種別	件数	業種別	件数	業種別	件数
洋裁	101	理髪	6	切手販売	2	印刷製本	1
養鶏	85	洋服仕立	6	自転車修理	2	書用紙	1
農工業	82	小間物	6	焼とり	1	こども服	1
行商	80	助産婦	5	納豆業	1	間貸し	1
日用雑貨	69	青物・サイ	5	焼いも	1	産婦業	1
菓子販売	60	鮮魚店	5	カーニバル	1	琴曲教授	1
養豚	32	薪炭	5	時計・カメラ修理	1	印刷業	1
飲食店	21	卵集荷	4	自転車修理	1	箱笥業	1
おみもの	20	細工	4	製函	1	飼羊飼育	1
文房具	18	生花教授	4	旅館業	1	築はり	1
農業(農具)	18	美容師	4	竹ぼうし作り	1	茎の煮	1
食料品販売	13	下着業	4	服地販売	1	皮革製仕立	1
タバコ小売	12	古物店	3	氷販売	1	鯨城納	1
靴、下駄	12	家庭飼育	3	カー・ワゴン飼育	1		
和裁	9	玩具	2	喫茶店	1		
衣・装	8	果樹園経営	2	洋裁教授	1		

茨城県においては、戦後の母子世帯の貧困問題への対策として、母子福祉資金貸付法制定より早い時期の昭和 25 年（1950）12 月 22 日に「茨城県未亡人更生資金貸付条例」（茨城県条例第 53 号）を制定していました。貸付額や貸付対象者などに違いはありますが、国の法律よりも先に県で未亡人更生資金貸付条例が制定され、貸付が実施されたことは注目すべきところです。この背景には、茨城県未亡人連盟（現茨城県母子寡婦福祉連合会）による陳情や他県の状況調査などの熱心な運動がありました。

本条例に基づき昭和 25 年度から貸付が開始され、昭和 28 年 4 月には母子福祉資金貸付法の施行に伴い新たな貸付は停止となりました。したがって、未亡人更生資金貸付条例の貸付が行われたのは、昭和 25・26・27 年度の 3 年度分ということになります。戦争などで夫を亡くし寡婦となった女性たちは、この貸付金を利用して様々な事業を始めました。本資料の「未亡人更生資金貸付状況業種別一覧表」は、昭和 25・26・27 年度分の貸付金を利用した事業の業種別一覧表です。さらに本資料の業種を産業別に分類したのが下記の表です。

第一次産業 140 件	養鶏、養豚、農業（農具購入）、家畜飼育、果樹園経営、ローラーカナリヤ飼育、種苗業、緬羊飼育
第二次産業 243 件	洋裁、藁工業、あみもの、和裁、洋服仕立、薪炭、紬織工、納豆業、焼きいも、製箱、下駄製造、印刷業、袋はり、皮手袋仕立、結城紬
第三次産業 357 件	行商、日用雑貨、菓子販売、飲食店、文房具、食料品販売、タバコ小売、靴・下駄、衣類商、理髪、小間物、助産婦、青物野菜、鮮魚商、卵集荷、生花教授、美容師、下宿業、古物商、玩具、切手販売、自転車預かり、焼き鳥、クリーニング、時計眼鏡修理、自転車修理、旅館業、服地販売、氷販売、喫茶店、洋裁教授、鶏肉店、豆腐販売、間貸し、療術業、琴曲教授、茶小売

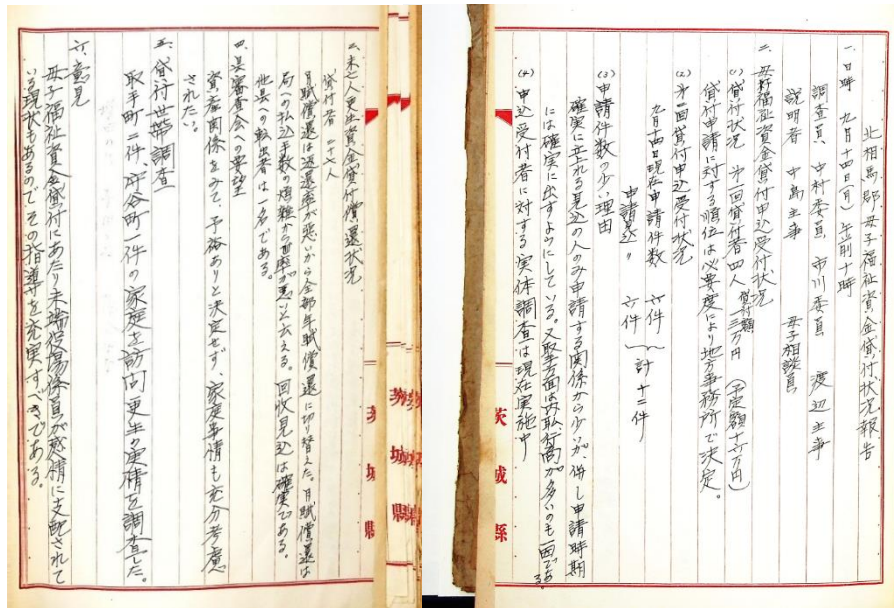
ここからは、いくつかの特徴を見いだすことができます。第一次産業では、鶏や豚など小型の家畜の飼育が多いことが分かります。特に鶏は当時副収入として飼う家庭が多く、比較的取り組みやすかったのではないかとみられます。また、副産物である糞が農作物の肥料として価値があり一石二鳥だったようです。第二次産業では、洋裁や編み物など内職でできる業種、特に衣料生産関係が多いことが分かります。戦後の衣料不足による需要、近代の女子教育で裁縫が重視されていたことが背景にあるのではないかと考えられます。約半数を占める第三次産業は、販売業がほとんどで、特に都市部の借入者が仕入れ資金にあてていたようです。

ところで、なぜ新たな貸付が終了しているにもかかわらず、この未亡人更生資金貸付条例に関する本資料が昭和 28 年度の母子福祉資金貸付法に関する児童福祉審議会の簿冊に含まれているのでしょうか。これは、本条例第 6 条で災害その他のやむを得ない事情で資金の償還が困難になった際には、償還方法の変更や償還金の減免について児童福祉審議会が意見をする規定になっており、児童福祉審議会特別部会が母子福祉資金貸付の決定だけでなく、未亡人更生資金貸付の償還にも関与していたためです。本資料は、

昭和 28 年（1953）6 月 19 日開催の児童福祉審議会特別部会の参考資料として委員に配付したものとみられます。未亡人更生資金貸付条例について、制定された昭和 25 年度の行政文書は残っていないため、この簿冊は本条例を知る上で貴重なものとなっています。

②北相馬郡母子福祉資金貸付状況報告

－昭和 28. 9. 21 起案児童福祉審議会特別部会開催について（9 月 30 日開催）より－



児童福祉審議会特別部会の審議委員は、年 3 回の母子福祉資金貸付申込受付状況調査を実施しています。第 1 回（6 月 26・29・30 日）は水戸市・真壁郡・東茨城郡・稲敷郡・那珂郡・多賀郡、第 2 回（9 月 14・15・16・18 日）は日立市・古河市・北相馬郡・新治郡・結城郡・久慈郡、第 3 回（2 月 9～12 日）は土浦市・筑波郡・猿島郡・西茨城郡・行方郡・鹿島郡を対象としており、本資料「北相馬郡母子福祉資金貸付状況報告」は 9 月 14 日に実施された第 2 回の調査報告です。9 月 30 日開催の児童福祉審議会特別部会の議事として取り上げられたものとみられ、全 3 回の調査報告書のなかで最もよくまとめられています。

本資料には、母子福祉資金貸付申込受付状況の他に、前述の未亡人更生資金貸付償還についての状況報告も含まれており、月賦償還は振込手数の煩雑さから返還率が悪いため全て年賦償還に切り替えたことが記されています。審議委員と担当の県職員がこれまでの調査内容をふまえ、償還率を上げるための対策を講じていたことが分かります。また、母子福祉資金貸付については、資産関係だけでなく家庭状況も考慮に入れた審査の必要性、直接貸付業務に当たる町村役場係員への指導の充実といった課題が挙げられています。

当簿冊からは、戦争などで寡婦になり一家の生計を立てなければならなくなった女性

たちがどのように自活の道を切り開いていったのか、そして茨城県が未亡人更生資金貸付条例と母子福祉資金貸付法をどのように運用し対策を講じていったのかを読み取ることができます。

また、昭和 25 年制定の茨城県未亡人更生資金貸付条例と昭和 28 年施行の母子福祉資金貸付法の連続性をみてとることができ、未亡人更生資金貸付条例の土台があつて母子福祉資金貸付法の業務を進めることができたということが分かります。

◆おわりに

以上、2 点の行政文書は戦後の地域女性史研究や母子福祉研究に資する貴重な資料です。これらの研究をととして、現代の私たちがコロナ禍で直面した課題についても何らかの解決の手がかりが得られるかもしれません。当館閲覧室にて公開しており、手に取ってご覧いただけますので、ご興味をもたれた方は気軽にご来室ください。(予約者優先制になっています)

※母子福祉の歴史に関連する内容として、当館敷地内にある旧水海道小学校本館にて「戦後茨城の母子福祉運動家・鯉渕鉦子と水海道小学校」(令和 5 年 8 月 12 日～令和 6 年 3 月 17 日)を開催していますので、併せてご覧いただければ幸いです。(入館料無料)

(史料学芸部 行政資料課 首席研究員 長谷川良子)

トピックス

令和5年度 上半期の歴史館

○日曜歴史館

上半期は、当館職員・外部講師による四つの講座を開催し、多くの方々に受講いただきました。

- ・「近世の印と押印」（6月11日）
- ・「(企画展1関連) 史資料をたのしむために一学芸員のメノツケドコロー」（7月2日）
(中止)
- ・「水戸藩家臣団の形成と推移—『水府系纂』の分析を通して—」（8月6日）
- ・「(企画展2関連) むかしのはなし—登場するモノ、伝えるモノ—」（9月3日）
- ・「(特別展関連) 那珂湊反射炉」（10月1日）



○歴史館まつり（6月3日・6月4日）

「勾玉づくり体験」、「襖の下貼り文書はがし」、「行政文書の補修体験」、「よろい・かぶと体験」等の子どもから大人まで楽しく学んで遊べる歴史館ならではのイベントを多数実施しました。また、県内の団体や近隣の学校の協力を得て、体験活動や販売、お茶会、吹奏楽コンサート等も開催しました。悪天候による日程変更がある中での開催となりましたが、二日間でたくさんの方にご来館いただきました。



○教育普及事業

1. 「こどもの歴史くらぶ」

「よろい・かぶと体験」(5月5日)

戦国武将が身に着けた甲冑四頭(一橋慶喜、山本勘助、伊達政宗、榊原康政モデル)の試着体験を実施しました。参加者は、様々なポーズで写真撮影をし、武将気分を満喫していました。

「旧茂木家で和文化体験」

歴史館の野外施設である旧茂木家住宅(県指定文化財)の見学・解説を実施した後、6月18日には「お茶会体験」、9月17日には「和太鼓体験」を開催しました。

(1) 「お茶会体験」(6月18日)

講師に茶道裏千家準教授 酒井宗敦先生をお招きし、歴史館の野外施設であるお茶室(双宜庵)で開催しました。マナーやお茶の点て方を学びながら、生菓子とお抹茶を楽しみました。

(2) 「和太鼓体験」(9月17日)

講師に和太鼓普及団体「和奏」の皆様をお招きし、当館講堂にて開催しました。掛け声に合わせて太鼓をたたき、最後は笛のメロディに合わせて演奏しました。



2. 「大人の歴史倶楽部」

「土笛づくり体験」(7月16日)

講師に美浦村教育委員会生涯学習課の馬場信子先生をお招きし、当館講堂にて開催しました。参加者は、音が鳴るかを確かめながら、思い思いの土笛を作っていました。

「お茶会体験」(9月24日)

講師に石州流何陋会の湊素仙先生をお招きし、歴史館の野外施設であるお茶室(双宜庵)で開催しました。参加者は、お茶の歴史やお道具について学び、実際に茶筌でお抹茶を点てました。



3. 「いにしへのピアノ演奏体験」(6月25日)

歴史館の野外施設である旧水海道小学校本館にて開催しました。スタンウェイアンドサンズ社製のピアノの演奏体験ができるイベントです。20名の参加者に素敵な演奏をしていただきました。



4. 「チャレンジ！昔のあそび」（7月23日）

様々な昔のあそびが体験できるイベント「チャレンジ！昔のあそび」を実施しました。今回は、「ベーゴマ・こま」、「輪投げ」、「だるま落とし」、「めんこ」、「けん玉」、「折り紙」、「お手玉」、「おはじき」などのレトロなあそびと、江戸時代に行われていた扇を的に当てて得点を競う優美なあそび「投扇興」のコーナーを設けました。

参加者は、歴史館ボランティアから遊び方を教わり、初めて体験するあそびを楽しみました。



各イベントについてのお問い合わせは、

茨城県立歴史館 教育普及課、TEL：029-225-4425

または、ホームページの「お問い合わせ」からメールをお送りください。